

# 都城市住宅リフォーム促進事業

## ～よくある質問～

### 1 申請及び受付について

Q1-1 この事業の申請方法は？

A1-1 配布場所または市ホームページから申請書入手し、リフォーム工事の1ヶ月前までに市役所商工政策課へ提出してください。

※申請締切 令和5年1月31日（火）消印有効

Q1-2 申請者本人でなければ申請できないのか？

A1-2 代理人を選定し、委任状を作成することで、手続きに関することを委任することは可能です。

Q1-3 申請は何度でもできるのか？

A1-3 補助対象世帯・住宅等につき申請は1回です。複数回の申請をする事は出来ません。

また、令和3年度において申請のあった補助対象世帯・住宅等についても、令和4年度に再度、申請をする事は出来ませんのでご注意ください。

※1回目の申請が、補助限度額（10万円）未満であっても、2回目の申請は出来ません

### 2 工事について

Q2-1 対象となる工事は？

A2-1 対象工事費20万円以上の工事で原則として住宅等の本体及びそれに付属する、設備の設置、改修又は補修工事が対象となります。詳細は、別表、対象工事一覧(例)をご覧ください。なお、施工に関しては建築基準法をはじめ各種法令を遵守してください。

Q2-2 すでに工事を始めている場合や、工事が終わっている場合でも、補助の対象になるのか？

A2-2 補助の対象となるのは未実施の工事のみです。必ず、申請書を工事着工予定の一カ月前までに提出して、交付決定通知書を受け取ってから補助金交付決定日以降に、工事を始めてください。

Q2-3 複数の工事をする予定があり、複数の施工業者に依頼しようと考えているが、対象

となるか？

A2-3 補助対象となるものであれば、すべての工事が対象になります。交付申請書の添付書類（事業計画書）に施工業者（住宅リフォーム促進事業補助金交付に係る登録工事店であることが必要です）及び工事内容をご記入ください。

Q2-4 防犯カメラや換気扇、コンロなど製品を購入し、自分で施工する場合（DIY）は対象となるか？

A2-4 施工業者による工事を伴わないものは、補助の対象になりません。

Q2-5 家屋の増築やテラス、カーポート等を新たに設置工事は、対象となるか？

A2-5 対象となります。なお、実施に際しては、建築基準法をはじめ、各種法令を遵守してください。

Q2-6 シロアリ防除工事は補助の対象になるか？

A2-6 補助の対象になりません。ただし、被害部分の改修や補強に係る工事は補助の対象になります。

Q2-7 たたみの取替え、表替え又は裏返しは対象になるか？

A2-7 たたみの取替え、表替え又は裏返しのみは、補助対象外です。床の改修、補修（防虫、防腐シートの施工も含む）をした場合の畳の取替え等については補助対象になります。

### 3 補助対象について

Q3-1 店舗や事業所などを工事する場合は、補助の対象となるか？

A3-1 補助の対象になりません。対象となるのは、所有・居住している住宅です。

Q3-2 店舗、事業所等と一体になっている住宅を工事する場合は、補助の対象になるか？

A3-2 店舗等の部分にかかる工事費は対象になりません。住宅部位分に限り補助の対象となります。屋根等の工事に関しては、床面積の割合が確認できる書類をご提出ください。

Q3-3 住宅に付属している車庫、物置などを工事する場合は、補助の対象になるか？

A3-3 住宅に付属している、車庫、物置などの設置、修繕又は補修のための工事も対象となります。

Q3-4 借家や賃貸アパートに住んでいるが、補助の対象になるか？

A3-4 対象になりません。所有・居住している住宅が対象になります。

Q3-5 所有する貸家、貸マンション、貸アパート等を工事する場合は、補助の対象になるか？

A3-5 補助の対象になりません。申請者が所有・居住している住宅が対象になります。なお、アパート等の所有者等がその建物に居住している場合は、所有者の居住部分の工事に限り対象になります。

Q3-6 同一敷地内に複数の住宅等がある場合に、それぞれの住宅等について申請できるか？

A3-6 所有・居住が別々の世帯であれば、それぞれの住宅等について申請できます。

Q3-7 市外や市内の別の場所に住んでいて、都城市内にある住宅をリフォームした後に転入、転出して住む場合は、申請することはできるか？

A3-7 申請できません。申請書提出時に、居住が確認できることが必要となります。

Q3-8 親が所有している家屋に居住している。申請者として認められるか？

A3-8 申請者の2親等以内の親族が所有している住宅等も対象となります。所有者の同意を得ていることが分かる書類や、所有者との関係性が分かる書類の添付をお願いします。所有者が亡くなっている等で同意を得られない場合、固定資産税の相続人代表者申請書による納付書等を添付してください。

Q3-9 施工業者が、自分の住宅を工事する場合、申請することはできるか？

A3-9 申請することができます。ただし、金額の比較や妥当性の判断をするため、他社の見積書の提出を求める場合があります。

Q3-10 経営している会社等、法人名義で家屋を所有し、居住をしている。補助対象になるか？

A3-10 補助対象になるのは、個人が所有して居住する住宅等です。法人等が所有している場合、補助対象になりません。

Q3-11 二世帯住宅に親や子と居住している。それぞれ申請できるか？

A3-11 風呂やトイレ、台所といった設備が独立して、生活様式が完全に分離している事が明確な場合、二世帯住宅としてそれぞれ申請する事が可能です。また、屋根や壁といった工事をする場合は、面積の割合のわかる書類を提出して頂き、その割合に応じて、それぞれの補助割合を算出します。

Q3-12 火災保険等保険金給付を活用してリフォームをする場合、申請する事は出来る

か？

A3-12 保険金給付との併用は出来ません。

Q3-13 市の他の補助金と併用して、申請をすることが出来るか？

A3-13 市の他の補助金との併用は出来ません。

Q3-14 「グリーン住宅ポイント制度」や「こどもみらい住宅支援事業」など国の補助事業と併用して、申請をする事はできるか？

A3-14 国の補助事業との併用は出来ます。

#### 4 施工業者について

Q4-1 本店・本社が市外にあっても市内に支店・営業所があれば、市内施工業者に該当するのか？

A4-1 市内に住所及び主たる事業所等（本店・支店）を2年以上有し、継続して事業を実施している者で、住宅リフォーム促進事業補助金交付に係る登録工事店届出書を提出した者、また、市内に主たる事業所等（本店・支店）を有する、①都城市競争入札参加資格業者、②都城市小規模修繕契約登録業者、③都城市下水道排水設備等指定工事店、④都城市水道事業指定給水装置工事事業者が対象になります。

Q4-2 市内施工業者の指定等はあるか？

A4-2 A4-1に該当する事業所であれば、市では特に指定しておりません。実施したい工事の内容等で、申請者自身で、施工業者をお選びください。

#### 5 交付申請及び交付決定について

Q5-1 申請した工事の変更や取りやめることになった場合、どうすれば良いか？

A5-1 補助金等変更交付申請書（様式第5号）を市役所商工政策課に提出してください。。

#### 6 実績報告について

Q6-1 実績報告書は、いつまでに提出すれば良いか？

A6-1 必要書類をそえて、事業完了後一ヵ月以内に提出してください。なお、事業完了後1月以内であっても令和5年3月10日（金）までに提出していただくことが必要です。

Q6-2 工事は完了したが、支払いがまだの場合、実績報告書を提出できるか？

A6-2 提出できません。実績報告書には領収書の写しが必要です。

Q6-3 支払額が申請した見積額より少なかった場合は、どうなるのか？

A6-3 実績報告書には実際に支払いした額をご記入ください。補助金交付額は実績を基に算出します。ただし、支払額が見積額より多くなった場合は、交付予定額の範囲内で交付します。なお、工事内容自体に変更が生じた場合は、補助金等変更交付申請書を提出し、変更の決定を受ける必要があります。

## 7 補助金の請求について

Q7-1 実績報告書の提出後、どのくらいで補助金は振り込まれるのか？

A7-1 実績報告書提出後、30日以内の振込を予定しています。

Q7-2 補助金の受け取り方法は？

A7-2 請求書にて指定された銀行口座へ振り込みます。

Q7-3 申請者以外でも補助金を受け取ることができるのか？

A7-3 補助金を受け取ることができるのは申請者のみです。振込口座も申請者名義のものとなります。

Q7-4 補助率と補助限度額はいくらか？

A7-4 補助対象工事費（税込み）の10%で、10万円が上限です。